大原農業研究所の設立と展開 - その1 - - 『近代日本農学史の研究』 ---

山本 悠三

The Establishment and Development of Ohara Agricultural Research Centar

– Part 1 –

Yuzo Yamamoto

〈目次〉

はじめに

- 1. 青年期の大原孫三郎
 - (1) 大原家の由来
 - (2) 孫三郎の彷徨と模索
 - (3) 石井十次との出会い
 - (4) 孫三郎の身辺の変化
- 2. 地主制と小作人
 - (1) 地主制の概略
 - (2) 大地主大原家
 - (3) 小作地の経営と小作人対策(以上18集)
- 3. 小作米品評会と産米検査(以下19集)
 - (1) 大原家小作米品評会の開催
 - (2) 都窪郡農会主催の小作米品評会
 - (3) その他の小作米品評会
 - (4) 産米検査の実施
- 4. 大原孫三郎の対応
 - (1) 大原家奨農会の設置
 - (2) 小作料金納論の主張
 - (3) 柳田国男の農政論

- (4) 大原孫三郎と柳田国男
- 5. 財団法人大原奨農会の設置(以下20集)
 - (1) 設置の理念
 - (2) 農学校の設立計画
 - (3) 農業講習所の開設
 - (4) 農業研究所の設置
 - (5) 学術講演会及び講習会の開催
- 6. 大正期以降の農業研究所の展開
 - (1) 米騒動の発生
- (2) 岡山県農会長の就任(以下21集)
- (3) 大原奨農会の新局面
- (4) 大原農業研究所開設への道程
- (5) 大原農業研究所の開設

おわりに

- (1) 晩年の孫三郎
- (2) 農業研究への傾斜
- (3) 大原農業研究所設立の意味
- (4) 残された若干の課題

児童教育学科 歴史学研究室

はじめに

今日、大原孫三郎の名前を知らなくても、岡山県倉敷市にある大原美術館なら聞いたことがあるのではなかろうか。まさしく「倉敷といえば、大原美術館」¹⁾ と言われる所以であるが、その大原美術館を創設した大原孫三郎の生家は、都窪、吉備、児島、御津、赤磐、和気等岡山県下諸郡の39町村²⁾ に500町歩(150万坪)以上の土地³⁾ と2,500人を越える小作人を有する大地主であり、倉敷紡績(明治21〈1888〉年創業、明治26年に株式会社となる)を経営する資本家でもあった。

大原孫三郎(以下孫三郎と略す)はその資金力を生かしつつ、大原美術館の設立(昭和5〈1930〉年11月)以外にも岡山孤児院への援助、倉紡中央病院(大正12〈1923〉年6月、その後従業員のみを対象とするのでなく一般にも開放する意図で昭和2〈1927〉年1月に倉敷中央病院と改称)、大原農業研究所(大正3〈1914〉年7月)、大原社会問題研究所(大正8〈1919〉年2月)、倉敷労働科学研究所(大正10〈1921〉年7月)等多方面にわたる施設の設立や運営に尽力した。

本稿ではこのうち、大地主の家系に生まれたことと深くかかわるが、孫三郎が「最も切実な期待をこめて作った最初の研究所」⁴⁾といわれる大原農業研究所(当初の名称は大原奨農会農業研究所。 現岡山大学資源植物科学研究所)の設立に至る経緯やその後の展開過程を跡付けることにある。

大原農業研究所に関してはこれまで概説的に扱われたことはあるが、正面に据えて検討されたことはない。そこで国会図書館、岡山大学附属図書館、岡山大学附属図書館資源植物科学研究所分館、岡山県立農林水産総合センター(旧岡山県立農事試験場)、岡山県立図書館、大阪府立中之島図書館等の所蔵史料⁵⁾。大原孫三郎伝刊行会『大原孫三郎伝』(中央公論事業出版 1983年)、犬飼亀三郎『大原孫三郎父子と原澄治』(倉敷新聞社 1973年)、今村新三『大原美術館ロマン紀行』(日本文教出版 1993年)、城山三郎『わしの眼は十年先が見える』(新潮社 1997年)、江口邦之『敬堂大原孫三郎伝草稿』(倉敷紡績株式会社 1995年)等の伝記、評伝類。兼田麗子『福祉実践にかけた先駆者たち 留岡幸助と大原孫三郎』(藤原書店 2003年)、同『大原孫三郎の社会文化貢献』(成文堂 2009年)、大津寄勝典『大原孫三郎の経営展開と社会貢献』(日本図書センター2004年)等の研究文献に依拠しながら、その実像を出来る限り詳細に論じていきたい。

1. 青年期の大原孫三郎

(1) 大原家の由来

本稿は大原孫三郎の人物伝が主たる目的ではないが、大原農業研究所の設立に至る経緯を明らかにするうえで、青年期を中心に孫三郎の経歴を紹介しておきたい。そこでまず大原家の由来から述べておこう。

大原家のルーツは今から500年ほど前、室町時代の後半(所謂戦国時代)にまで溯ることが出来る。その後、江戸時代になり元禄の時期に至ると児島半島から倉敷に拠点を移し、初代が出生地に由来する児島屋の屋号で繰綿仲買商を営み財をなした⁶⁾。5代目となる祖父の壮平の代には近辺の大名に数千両の貸し付けを行っていたといわれている。さらに詳しくは後述するが、明治維新後の

物価騰貴による農民の土地放棄を機に多くの農地を買い集め、「それ以来地方屈指の大地主」としての位置を確保することになる⁷。ちなみに大原姓を名乗るのは壮平の代からで、それまでは原姓であった。

壮平は分家の原家から迎えられた婿養子であったが、壮平もまた息子には恵まれなかった。そこで長女の恵以に婿養子として藤田家から孝四郎を迎えた。その間に生まれたのが孫三郎である。大原家では祖父、父と二代にわたって婿養子が続き、「世継ぎの子供運に恵まれ」なかったのである。そのため孫三郎は大原家待望の男の子ということになるが、その名は「大原家中興の祖」といわれる祖父壮平の孫にあたるという意味から命名されたといわれている®。孝四郎の代の明治21(1888)年に倉敷紡績が創設されると、地主、金貸し、問屋、紡績会社などを多角的に経営する地方財閥の形態が備わったといわれている®。

(2) 孫三郎の彷徨と模索

孫三郎は窪屋郡(明治33年に都宇郡と合併して都窪郡となる)の倉敷村(明治24年に山陽鉄道 開通にともなう倉敷駅の設置を期に倉敷町となり、昭和3年に倉敷市に昇格)に明治13(1880)年 7月28日、孝四郎、恵以の三男として生まれた。ただし、二人の兄のうち次兄は出生後すぐに夭折 したことから、戸籍上は次男として出生届が出された。ところが、孫三郎が一歳の時長兄も20歳 を前にして死去したため、それ以後事実上大原家の長男として育てられることになった。兄弟は他 に姉二人がいた。

成長した孫三郎は東京での勉学要求を抱くようになる。そのため明治30 (1897) 年1月、16歳の時上京して、6月に東京専門学校(現早稲田大学)に入学する。東京専門学校は明治15 (1882) 年に開校したので、創立後15年が経過した頃であったが、創設者の大隈重信によれば「当時この学校は謀反人の養成所だと政府ににらまれていた」とのことであった¹⁰⁾。

入学後は『平民新聞』を購読して社会問題に関心を示したり、足尾銅山の鉱毒問題に対して「義憤を感じ」ると「一人の友人と実地調査をしたこともあった」¹¹⁾ものの、試験の際替え玉を出すなど大半は勉学に専念することなく、孫三郎に送られてくる多額の仕送りを目当てに集まってくる人々と付き合い、放蕩三昧な生活を送るようになっていた。そのため倉敷から送られてくる仕送りだけでは足りなくなり、高利貸から多額の借金までするようになった。孫三郎自身も明治31年初頭の日記に「大晦日に金策に出掛け、宿に帰つたのが元日の朝方であつた。元旦は金に詰つて望遠館で寝て暮らした」¹²⁾と記載しているような有様であった。

そのため、孫三郎は1月下旬に上京した義兄(長姉の夫)の原邦三郎によって倉敷に連れ戻されることとなる。邦三郎は孫三郎を送り届けると再度上京して、孫三郎が作った借金の返済に奔走することとなった。ところが、邦三郎は高利貸との交渉を進めている最中の明治31年10月、32歳で急死したのである。

倉敷に連れ戻された孫三郎は東京専門学校を退学すると(正式に退学届を提出したのは明治34年1月。この点に関しては後述する)、しばらくの間謹慎生活を強いられることとなった 13 。そう

した生活を送っていた時、邦三郎急死の知らせを聞くことになる。死去の原因が自分の借金問題と 生活態度に対する義兄の苦悩にあったことを感じると、自責と後悔の日々を過ごすことになった。

そのような日々を過ごしていた孫三郎のところへ、友人の森三郎から『報徳記』が送られてきた。翌明治32年前半のことと思われる。森は孫三郎より11歳年長であったが、東京高等商業学校(現一橋大学)に在学中¹⁴⁾、東京専門学校生の孫三郎の下宿先であった九段坂¹⁵⁾の望遠館で面識を得て「意気投合」し、足尾銅山に「実地踏査」のため一緒に出掛けたまさしくその「一人の友人」であった。森は卒業後銀行に就職したが、すぐに退職して静岡県下で報徳思想の普及活動をしていたところ、孫三郎が郷里に連れ戻されたことを知り『報徳記』を送ってきたのであった。

『報徳記』とは二宮尊徳の高弟で娘婿にあたる富田高慶が安政3(1856)年、44歳の時に尊徳の教えを収録して著した書物である¹⁶⁾。孫三郎は「黒表紙の小冊子をヒマにまかせて何度も読みかえすうち」に、「勤倹力行」、「以後報徳」等を説く尊徳の思想が、勤勉に働き無駄を節約し、利益があれば社会に還元して恩返しをすべきものであるとの解釈をするようになっていった¹⁷⁾。

また謹慎中に父の孝四郎から小作地回りを命じられた。そこで草鞋に脚絆姿で連日番頭に連れられて小作地を見て回ることになった。小作地回りも同じく明治32年の前半と思われるから、孫三郎が18歳から19歳にかけての頃ということになる。その実地検分を通して、孫三郎は小作人の貧しい生活を知ることになる。大原家では小作人との間に親睦会を開いたり、不作の時は小作料を安くしたりしたため、他家の小作人よりは恵まれているといわれていたが、孫三郎の目に映った小作人の困窮ぶりは想像を越えるものであったようである。

小作地の見回りはその後も続けられることになるが、孫三郎は「小作人の貧しさ、自分を見る眼の冷たさを、さらに感ずるようになった」ようである¹⁸⁾。そのため、その日記に「将来の地主と小作人の関係は、同胞的でなければ平和を保つことはできない。同胞的な観念に立って、生産と経済の両面から研究して、農業を改良しなけれけばならない」と書いている¹⁹⁾。

また別の日の日記では「大地主が農事試験場を設立して農民を指導するのでなくては効果がない。県農会や郡農会は唯動機を与えるだけで甚だ無責任である」とある。さらに別の日の日記では「農事改良は農業技師の献身的努力と地主の奮発にあらざれば成功せざるべし。農事改良は実地問題なるを以て、技師とならんとする者は、宜しく鍬を執り地を耕さざるべからず。自ら農事に従事して、しかしてその結果よりして農民に対して改良するように導かざるべからず」と記載されている。

これらの日記が記載された正確な日付は定かではないが²⁰⁾、日記の文面から明らかなように、小作地の実地検分を通して孫三郎は「小作制度の不条理」²¹⁾ を肌で感じるとともに、当時の県立農学校が「洋服を着た官吏の製造所であって、卒業生は自転車に乗って農村をとび歩」いているが、「もっと足が地についた農業勤労学校をつくらねばならない」との批判をしていた²²⁾。

そのため、詳しくは後述するが、明治40年2月(孫三郎は26歳)から大原家では小作米品評会 を開催して品質の改良を行ったり、近辺の農学校を視察するとともに、倉敷の農地約10町歩を用 地とする農学校の設立に取り掛かっていくことになる。その土地には大原家以外の地主の所有分も 含まれていたため、買収は困難を極めることになる。ただしその場所に農学校は設立せず、代りに 大原農業研究所が設立されることになるが、そこに至る経緯については改めて述べることにする。 大原農業研究所設立に至る起点はこのあたりに求められるであろう。

(3) 石井十次との出会い

さらに、その頃孫三郎の生涯を決定づけるもう一つの出来事があった。それは明治32 (1899) 年10月であるから孫三郎が19歳の頃であるが、岡山孤児院を創設して孤児の救済にあたっていた 石井十次との邂逅であった。石井との邂逅及び岡山孤児院での救済活動は本稿の課題と直接関連しない部分も多いが、「青年期の」孫三郎に「更生の機会をもたらし、天職の自覚を生み、人間改造となったほどの出来事であった」との指摘があることから²³⁾、必要な限りで述べておきたい。

石井は慶応元(1865)年に日向(宮崎県)の児湯郡に生まれた。したがって孫三郎より15歳年長ということになる。石井は明治15年に岡山県甲種医学校(現岡山大学医学部)に入学することで、岡山県との繋がりが出来ることとなった。

石井が同県邑久郡大宮村上阿知の診療所で医学実習のため代診を行っていた際、診療所に隣接した大師堂には食事にも事欠く人々が多数宿泊をしていた。そこで石井は兄妹の二人の子供を連れた寡婦から、7歳になる前原定一という名の男の子一人を預かることになる。この男の子がいわば岡山孤児院収容の第一号ということになるが、その後も一人、二人と孤児を引き取って面倒を見るようになった。ちなみに、前原は後に朝鮮半島に渡り雑貨商を営むことになる²⁴⁾。

そこで石井は「孤児教育会」という看板を掲げて、孤児救済を始めることにしたのであるが、このことが医学の道から孤児教育、貧民救済の道へと進路を変えていく切掛けとなる。同時に石井はキリスト教への信仰に目覚め、岡山キリスト教会の牧師金森通倫から洗礼を受けることになった。ちなみに同教会には明治20年から同志社出身の安部磯雄が、渡米するまでの一時期牧師をしていたことがある。安部はその後明治32(1899)年から東京専門学校の教壇に立つことになるが、孫三郎はそれより前に東京専門学校を退学していたので、孫三郎の在学期間と安部の教員時代とは重ならない²⁵⁾。

その石井が運営する岡山孤児院では、明治32年の夏に倉敷で慈善音楽会を開催することとなった。慈善音楽会は2晩開催されたが、合計で2千人近い人々が集まるほどの盛況であった。そこに出掛けた孫三郎は慈善音楽会での演奏の後、初めて石井の講演を聞く機会を得たが、石井の「不思議な熱情に深く感激」²⁶⁾ することになった。ちなみに、慈善音楽会では子供たちの楽器演奏のほか、幻灯会も上映された。この慈善音楽会は前年の2月に広島県の尾道を振り出しに各地で開催されるようになり、この年の4月には東京で開催され、5月から6月にかけて大阪、奈良、京都でも開催されていた。開催は国内に限らず中国、ハワイにまで及んだ。そして、いずれの開催地でも評判を呼んでいたといわれている。

孫三郎は石井の活動に賛同すると、10月石井を直接訪問することになる。しかし、石井は当初 孫三郎の訪問を歓迎していたわけではなかった。翌明治33年2月に、孫三郎は同志社で学んだキリ スト教徒で、倉敷で薬種業を営む林源十郎の仲介で石井に直接会う機会を得た。石井が北九州へ出掛けることになったため、同じ列車に孫三郎が同乗する手筈を林が整えたのである。林は岡山孤児院に薬の援助をしていた関係で石井との繋がりがある一方、大原家の相談役も勤めていた。

石井との出会いを機に「人柄に心服してしまった」孫三郎は、それ以後「ひまさえあれば岡山孤児院に出掛けて行き、十次の話を聞いたり、孤児たちと牛鍋をつついたりして過ごすようにな」った 27 。

さらに、明治33年末か34年のことと思われるが、孫三郎は林と石井にすすめられキリスト教に入信することになった。そして、二人から「聖書を熟読すること」と「日記をつけること」を日課とするように勧められた²⁸⁾。

明治35(1902)年元旦の日記に孫三郎は「余は、昨年甦りてこの元旦を迎える事を得たことを感謝す……この五年間のことを顧みれば実に恥しく感ぜざるを得ない。然るに昨年は二十世紀の第一年に於て、余の心霊上に大なる改良を加えさせ賜うたのであるから、この二十世紀は余にとって改革の世紀であると思う。謹んで神の御心に随つて余の一心をこの改革に捧げんと思う……願はくば過去は過去として葬らしめよ。今年より与えられた知識と天職とに依りて神に仕えんと思うものである」と記した²⁹⁾。

さらに、同年3月15日の日記には「余がこの資産を与えられたのは余の為にあらず、世界の為である。余に与えられしにはあらず、世界に与えられたのである。余はその世界に与えられた金を以て、神の御心に依り働く者である」と書かれてある。また、5月23日の日記には「大原家の財産なるものは神の為に作られているもので、神のために遣ひ尽すか、或は、その財産を利用すべきものと信ずる」とも書かれてある300。

これらの日記から窺われるように、この頃既に孫三郎はキリスト教の信仰に深く浸っていたようである 31 。実際、林宅で開催されていた聖書研究会には毎回欠かさずに出席しており、旧約聖書、新約聖書を問わず読み耽ったといわれている 32 。孫三郎は石井十次との邂逅、そして聖書と『報徳記』、さらには福沢諭吉の『学問のすすめ』や『西洋事情』等を読破することによって、知識や教養を深めるとともに、敬虔なクリスチャンとして「別人のように精神の一大転換を果たした」のであった 33 。

(4) 孫三郎の身辺の変化

孫三郎はその前年の明治34年11月、21歳の時に石井十次の紹介により、「三備の三名家の一つ」といわれた、備後(現広島県)福山の石井家(苗字は石井であるが石井十次との血縁関係は無い)の四女スエ(後に寿恵子と改名)と所帯を持つことになった。そのことも孫三郎に心身ともに充実した生活を送らせる要因になったとも思われる。孫三郎は日記に「殊に余の理想に近い容姿の妻を与えられたるは心霊上の大きな歓びであって、将来の繁栄に向つて進まんと思う」と心境を語っていた³⁴⁾。

ところで孫三郎の日記についてであるが、孫三郎はいつ頃から日記をつけるようになったのであ

ろうか。『大原孫三郎伝』では「実際に日記を書き始めたのは、明治34年5月からであった」(p.36) とあり、『大原美術館ロマン紀行』でも「孫三郎が日記をつけ始めたのは一九〇一(明治三四)年五月から」(p.109) とある。これに対して『大原孫三郎父子と原澄治』では「明治三十四年(二十二歳)の1月、東京専門学校を中退して帰郷した。このときから、その後十カ年程、日記を書き続けている」(p.14) とある。孫三郎が東京専門学校を中退した時期は明治31年1月で、明治34年1月は正式に手続きをした時期であることは既に述べたが(その点については後でコメントをする)、日記をつけ始めた時期は、これらの記述から判断する限り明治34年の前半と考えてよいであろう。『大原孫三郎父子と原澄治』ではさらに「この後十カ年程」続けたとしている。

しかし、孫三郎が既に明治31年の時点で日記をつけていたことは先に紹介した通りである。したがって、継続的に日記を続ける習慣を持つようになったのは林や石井の勧めによるこの時期からであったとしても、孫三郎にはもともと日記をつける癖はあったと考えてよいであろう。そこに精神的な立ち直りが加わることにより、継続的に日記を続ける習慣が備わったのではあるまいか。

ところで、コメントをしておいた部分であるが、孫三郎は明治31年1月に郷里に連れ戻され、その時点で実質的に東京専門学校を退学したにもかかわらず、何故明治34年1月に至るまで正式な退学届を提出しなかったのであろうか。大原家が世間体を憚って退学届の提出を拒んでいたのであろうか。就学意欲を喪失した孫三郎が東京専門学校に未練を持っていたと考えるのは不自然であるが、その後聖書や『報徳記』さらには福沢諭吉の文献を読破していくことになる孫三郎の中に、学校への未練とは別に学問への潜在的要求が潜んでいたとは考えられないであろうか³⁵⁾。

2. 地主制と小作人

(1) 地主制の概略

謹慎中に父の孝四郎から農村の巡回指導を命じられた孫三郎は、そこで小作農民の想像を絶する 貧しい生活ぶりを目の当たりにし、小作米の半分を地主が労せず召し上げる「小作制度の不条理」 を感じることになった。そのことが大原農業研究所の設立に至るステップとなることまでは述べた が、それでは大原家はどのようにして大地主として成長していったのであろうか。さらにそのこと と併せて地主制そのものについても、概略的になるが若干述べておく必要があるであろう。

そこでまず地主制の概略から述べておくことにしたい。そもそも地主制とは明治6(1873)年の地租改正で農地を無制限に購入することが可能となったため誕生したものであった³⁶⁾。その後、西南戦争(明治10年)を契機にインフレが進行するなかで、明治14(1881)年に松方正義が大蔵卿に就任する。松方は財政危機を乗り切るべく、軍備拡張・紙幣整理を柱とする財政政策を推進した。所謂松方デフレ政策である。この政策により米価、繭・生糸等が値下がりを続け、そこに増税が加わったため農民は大きな打撃を受けることとなった。

明治15年から18年にかけて、農民の窮迫は著しくなり租税滞納が激増すると。農民は土地の有力者等から高利の借金をすることになる。そして、返済が滞ると担保としていた土地を手放さざるを得なくなる。その土地を集積することによって地主制が形成されていくのであった。

ちなみに地租改正時に30%程度であった小作地率は、松方デフレ政策を経ることにより、明治21 (1888) 年には39%にまで上昇することになる。その数字は明治41 (1908) 年には46%にまで跳ね上がる。その数字は裏返せばそのまま自作農の没落を意味するものであった。地域によって差異はあるものの、地主制はほぼ1890~1900年代の間に確立をしていく。

なお、当時の自作農(自分の所有する農地だけで生計を立てれる者)、自小作農(自分の農地だけでは足りず、それ以外に地主から農地を借りている者)、小作農(全ての農地を地主から借りている者)の比率をみると、それぞれ33%、39%、28%となっている。この数字はこの後も同程度で推移していくことになる。

ところで、一括りに地主といっても上から下まで数限りなく存在していたのが実態である。上の著名な大地主としては山形県の酒田に居住した本間家がある。本間家は大正末の統計で1,784 町歩 (535 万坪)、小作人2,500 人以上を保有していた。これに肩を並べる巨大地主が宮城県の桃生郡前谷地に居住した斎藤家である。斎藤家は同じ時期の統計で1,448 町歩 (434 万坪)、小作人2,386 人を保有していたが、その土地は本拠地の桃生郡をはじめ遠田郡、登米郡等宮城県内1市4郡のほか北海道その他の県にも広がっていた³⁷⁾。

本間家や斎藤家は稀な例であるが、一般に大地主といわれる土地所有の規模は50町歩(15万坪)以上といわれている。その意味からすれば本間家や斎藤家は大地主というより巨大地主という方が的確な表現であるが、50町歩以上の地主は大正末の調査では3,158戸が存在しており、北海道のほか主に秋田、山形、宮城等東北諸県や新潟に集中していた。ただし、全国の地主を「とりあえず農業で食えるといわれた面積」³⁸⁾である1町歩以上の土地所有者とした場合、3,158という数字は地主全体の僅か2%程度に留まるものであった。つまり、地主の中で圧倒的多数を占めていたのが1~5町歩の零細な地主で、同じく大正の末年でそれは全地主の87%を占めていたのである。

この数字からみると、大原家の500町歩余は本間家や斎藤家には及ばないものの、如何に巨大であったのかを窺い知ることが出来よう。大原家も大地主というよりも巨大地主という表現が相応しい存在であったということになる。

(2) 大地主大原家

これまでも部分的には述べてきたが、改めて大原家が大地主へと成長していく過程を、『新修倉 敷市史』近代編上巻(2002年)及び『倉敷紡績の資本蓄積と大原家の土地所有』(1970年)第1部 等に依拠しながら辿っておくことにしたい(以下、頁数のみの場合は前者からの引用である)。

大原家は明治15 (1882) 年の松方デフレ開始期には148町歩を所有していた。その後明治23 (1890) 年には367町歩にまで上昇することになる (p.338)。大原家の土地所有が大正期にあって500町歩以上であったから、この時期まで既に7割程度を所有していたことになる。

土地集積には明治6年の地租改正で地価が暴落したうえ、倉敷地方一帯が高梁川の洪水に度々襲われ、「酒一升添えて田畑を買ってもらうという悲惨な有様だった」ことや、農家への貸金の抵当流れなどもあって、田畑の集中が進んだのであった³⁹⁾。

明治後期の岡山県全体の小作地率はほぼ全国平均値の40%代半ば、というよりそれよりは若干高い数値であったとされている(p.335)。ただし、児島、都窪、浅口の県南に属する3郡は県平均より10%程度高い50%代半ばの数値を示していた。そのうち県下で最も小作地率の高い都窪郡は、いうまでもなく大原家が居住する郡であったが、松方デフレ政策の開始期に54%を示していた。その後明治23年には63%となり、以後大正期を通して60%代を維持していく。

児島郡、浅口郡の小作地率の推移に関してはひとまず省略するとして、大正13 (1924) 年の農林省の調査によれば⁴⁰⁾、岡山県下に50町歩以上の土地所有者、つまり大地主と呼ばれる人々は44名を数える。このうち法人が2つあるが(そこに後述する合名会社藤田組は含まれていない→注42を参照)、後はすべて個人である。

44名の法人、個人の大地主のうち、県南地域に32名、県北地域に12名がいた。県南地域の32名のうち、児島、都窪、浅口3郡に居住する大地主は17名であったから、県南地域のほぼ半数がこの3郡の大地主ということになる。それは県北地域全体よりも多い数値を示していたことになる。

先の大正13年の調査によれば、岡山県下最大の地主は児島湾干拓の合名会社藤田組の1,076町歩で、それに続く大地主は児島郡味野の野崎家である。ただし、『倉敷紡績の資本蓄積と大原家の土地所有』第1部によれば、藤田組は明治32(1899)年以降に児島湾干拓にもとづく政商の寄生地主化したもので⁴¹⁾、藤田組の居住地(登記上の)が岡山県外とあるため⁴²⁾、耕地地主としては野崎家が県下第1位ということになる⁴³⁾。

その野崎家は児島郡、都窪郡、浅口郡のほか、御津郡、上道郡、邑久郡など県下8郡にわたり559町歩(167万余坪)の土地を所有していた。野崎家は明治20年代に400町歩余、明治30年代に500町歩台の大地主に成長し、大正6(1917)年には最大の613町歩の土地を所有するに至っている。この間明治40年前後の日露戦争の不況期に比較的効率性の高い耕地を購入して、一挙に土地集積を進めていったといわれている(p.337)。

児島郡には野崎家のほかに星島家が125町歩、日笠家が101町歩といずれも100町歩を越える土地所有者であったが(星島家は別に合資会社の星島社団所有の68町歩がある)、児島郡の大地主に関してはひとまず置くとして、大原家が居住した都窪郡を見ておきたい。

都窪郡では同じく大正13年の時点で11名の大地主がいた。このうち最大の土地所有者が大原家であった。大原家では大原孫三郎の名義で322町歩余であるが、この他財団法人大原奨農会(大正3年7月2日設立)の名義で202町歩余の土地があるため(この点に関しては後述する)、併せれば525町歩余の土地ということになる(仮に財団法人を責任者個人に含めれば10人)。大原家の土地が明治23年に367町歩余となっていたことは既に述べたが、その後大正13年までにさらに157町歩余の土地を集積していたことになる(p.338)。大原家は野崎家に次ぐ県下第3位(個人の耕作地主としては第2位)の大地主ということになる。

都窪郡の11名の大地主のうち、大原家に次ぐ大地主が倉敷の大橋家であった。大橋家は153町歩余の土地を所有していた。100町歩を越える大地主はこの他早島の溝手家で、溝手家は110町歩余の土地を所有していた。ちなみに100町歩を越える大地主は児島、浅口、都窪の3郡では7名を数

える。

(3) 小作地の経営と小作人対策

ところで、大原家では500町歩余の土地を2,500人以上の小作人に耕作させていたことは述べたが、小作人をどのようにして管理していたのであろうか。孫三郎は謹慎中に父の孝四郎から小作地回りを命じられた折りに、小作人の悲惨な光景を目の当たりにしたことも先に述べた。そのため、後に小作米品評会を開催していくことになるが、小作米品評会その他の対応については次に述べるとして、その前にこの課題について少し検討しておきたい。

『新修倉敷市史』近代編上巻では大原家の農地経営については触れられていないものの、耕地地 主としては県下第一位の野崎家の農地経営について述べられているので、それを参考にしながら見 ておきたい。

野崎家は地租改正以降、急激に土地の集積を行っていくが、その家庭は児島郡の居村である味野 及び周辺村から岡山市及び御津、上道、邑久、和気等の郡部へと拡大していった。そのため、野崎 家は当初小作地管理を受人制で対応することとなった。受人制とは本家のほかに小作料の徴収を他 家に委託するシステムである。つまり、「本家取扱」は野崎家居村の味野村と周辺3カ村を範囲と して野崎家田畑係が直接関与する。本家のほかに「松江出張所」、「山上受」、「佐藤受」、「森受」の 4カ所がある。

そのうち、例えば「松江出張所」は5カ村を管理し、管理人を置くとともに必要に応じて本家からの出張がある。また、「山上受」は山上家に管理が委託されており、その範囲は岡山県南部、上道郡東部等10カ村となっている。これらの受人は担当地域で小作料の徴収を請け負い、その責任で小作料収納帳を作成することとした。

さらに受人は小作地を管理するにあたって、村ごとに世話人を自分の責任において指名した。世話人は受人の指示によって小作料を徴収することが主な任務となり、世話料は野崎家より受人を経由して支払われた。野崎家の場合は世話人でも一村で数十町歩の土地を管理するため、相当の社会的地位をもつ人物が選任されている⁴⁴⁾。また、受人制のもとでは小作料減免等の交渉は受人が行い、決定にあたっては野崎家に相談して判断を仰ぐことが原則であったが、多少の裁量権は保有していた。

ただし、受人制は明治23 (1890) 年頃までの急速な土地集積の事情により、野崎家自体が強力な小作地管理機関を持つことが出来なかったため、金銭貸借・土地質入書入・土地売買で活躍した親類縁者に権限を委譲する形で成り立っていたものであった。そのシステムは明治24年から明治27年にかけて、田畑係と在地性を持つ世話人を結合する形へと変化していくことになる。

また、岡山県の事例ではないが、先に述べた1,000 町歩地主といわれた山形県酒田の本間家では 差配制度が採用されていた。それは農地や作物の管理、小作料の取り立てを本間家に代わって行う 家を置く制度である。それに加えて代家制度も採用されていた。それは差配制度と若干立場は異 なったものの、同じく土地や小作人管理のために必要な場所に配置された家であった。代家は本間 家に忠誠を誓い、率先して農業に励み、小作人の模範となった。こうした制度が巧みに組み合わされていたため、小作料が全国平均より高率だったにも拘わらず、全国で年に数千件は起きていた小作争議も本間家の所有地では殆ど無かったといわれている⁴⁵⁾。

先述したように大原家では小作人との間に親睦会を開いたり、不作時に小作料を減免するなどの 対応が計られたはいたが、小作料徴収の上に成り立つ地主である以上、野崎家や本間家等で実施さ れていた小作地管理の仕組の幾つかは採用されていたのではないかと推測される。

註

- 1) 『わしの眼は十年先が見える』p.7.
- 2) 『大原孫三郎の経営展開と社会貢献』p.265。なお東京大学社会科学研究所編『倉敷紡績の資本蓄積と大原家の土地所有』(1970年) 第1部によれば明治23年に大原家の土地所有は窪屋郡11村、都宇郡7村、賀陽郡9村、下道郡4村、浅郡2村、児島郡4村、御津郡1村、上道郡1村の8郡38村に及んでいる(p.152)、とある。窪屋郡と都宇郡は後述するように合併して都窪郡となるが、それ以外の郡名には『大原孫三郎の経営展開と社会貢献』と異なったところがある。
- 3) 青地晨「大原孫三郎」(『人物昭和史』2巻「実業の霸者」所収 筑摩書房 1978年) では大原家を 「八百町歩をもつ大地主であった」(p.95) としているが、誤記と思われる。
- 4) 大原総一郎「大原敬堂十話」(『十人百話』5巻所収 毎日新聞社 1964年)p.121。敬堂とは孫三郎 の号である。
- 5) 岡山大学附属図書館、岡山大学附属図書館資源植物科学研究所分館には『財団法人大原農業研究所 史』(1961年)、『財団法人大原奨農会要覧』(1922年)、『財団法人大原農業研究所概要』(1935年)、 『岡山大学農業生物研究所史』(1992年)、『近藤万太郎追憶集』(1958年)、西門義一『研究生活の 思い出』(1973年)等が所蔵されている。このうち『財団法人大原農業研究所史』は国会図書館に も所蔵されている。
- 6) 『倉敷紡績の資本蓄積と大原家の土地所有』第1部によれば、屋号は「代々近江屋与兵衛を襲名とある」(p.139)。
- 7) 『大原孫三郎伝』 p.7~ p.12.
- 8) 同前 p.14.
- 9) 青地晨「大原孫三郎」p.95.
- 10) 同前 p.97.
- 11) 大原総一郎「大原敬堂十話」p.111.
- 12) 『大原孫三郎伝』 p.31.
- 13) 大津寄氏は「近代的経営者としての大成の背景には、大原が東京専門学校(現早稲田大学)で高等教育を受けた事実があった。決して真面目な学生であったとは言い難いが、学問において数年間吸収できたことは、論理的な思考を訓練する好機であったろうし、その後の学者への尊敬や地方の文化的発展を推進する基礎にもなった」(『大原孫三郎の経営展開と社会貢献』p.5)と述べているが、以上のような状況と照らし合わせてみる限り、この解釈はかなり疑問としなければならない。大津寄氏はどのような史料に依拠してこのような見解を述べられたのであろうか。
- 14) 『大原孫三郎伝』、『大原美術館ロマン紀行』によれば、森は高等商業学校の卒業となっているが、『大原孫三郎父子と原澄治』では「東京帝国大学農学部の学生で……後に千葉県農事試験場長になった」(p.9) とある。いずれが正しいのか判断は出来ないが、ここでは『大原孫三郎伝』に依拠しておく。兼田麗子氏も「一橋の高等商業の学生」としている(『福祉実践にかけた先駆者たち』p.157)。

- 15) 『大原孫三郎伝』では九段坂であるが (p.26)、『大原孫三郎父子と原澄治』では「麹町区飯田町」 (p.9) とあり、『福祉実践にかけた先駆者たち』では単に「麹町」 (p.157) とある。ここでは『大原 孫三郎伝』に依拠しておく。
- 16) 兼田氏は『報徳記』を二宮尊徳の著書としているが(『福祉実践にかけた先駆者たち』p.158)、誤記である。
- 17) 『大原美術館ロマン紀行』p.107.
- 18) 『わしの眼には十年先が見える』 p.105.
- 19) 同前 p.105、及び青地晨「大原孫三郎」p.102.
- 20) 日記の日付であるが、青地晨「倉敷王国大原三代」(『中央公論』1961年5月号。ちなみに「倉敷王国大原三代」は同誌の4月号、5月号、8月号に連載)では「孫三郎は明治三十九年……数え年二十七歳で事業と財産のすべてを相続したが、その二年前に(つまり明治37年であるから、孫三郎が24歳の頃-引用者注)、ワラジ、脚絆がけで、大原家の農地や小作人の実情をみてまわっている」とあり、「当時の日記に『将来の地主と小作人の関係は……改良しなければならない』とする本文中の日記の内容が紹介されている(p.280)。この叙述から判断すると、日記の日付は明治37年頃ということになるが、孫三郎が家督を相続したのは『大原孫三郎伝』の年譜によれば明治37年12月の24歳であるから、青地氏の記述そのものが誤りとなる。しかし、孫三郎の倉敷紡績株式会社の取締役社長に就任したのが明治39年9月であるから、これを以て「事業と財産のすべてを相続した」と解釈すれば、青地氏の記述は誤りとはいえない。ただしその場合でも、孫三郎は明治36年に小作地検分のため遠方まで出掛けたことから暮に体調を崩し、翌37年の殆どは療養生活を送っていたので(『大原孫三郎伝』p.60~62)、その状態で小作地の見回りをすることは困難と思われる。したがって、日付は日記を継続的に付け始めた明治34年前半から明治36年までの間と考えてよいであろう。
- 21) 『大原美術館ロマン紀行』p.107.
- 22)「倉敷王国大原三代」(5月号) p.280。なお、『大原孫三郎伝』には「明治35年以来計画していた農学校の独力設置」(p.71) とあり、この記述から日記にある「足が地についた農業勤労学校をつく」るとした時期を明治35年とする根拠になると思われる。したがって、日記の日付は上記の期間と一致することになる。
- 23) 『大原孫三郎の経営展開と社会貢献』p.293.
- 24) 『大原美術館ロマン紀行』 p.113.
- 25) 『大原孫三郎の経営展開と社会貢献』では孫三郎は「早稲田の安部磯雄をはじめ恩師をいつまでも 尊敬し師事した」(p.256) とあるが、孫三郎と安部は師弟関係にはない。ただし安部が岡山キリスト教会で牧師をしていた際に、孫三郎と面識があったようである(『大原孫三郎伝』 p.85)。そのこともあってか、安部は後述する大正5(1916)年10月26日開催の第70回の倉敷日曜講演会で「自治体の財政」と題する講演を行っている(『大原孫三郎の経営展開と社会貢献』 p.261)。
- 26) 「大原敬堂十話」p.112.
- 27) 『大原美術館ロマン紀行』p.111.
- 28) 同前 p.111.
- 29) 同前 p.108、及び「大原敬堂十話」p.112.
- 30) 『大原美術館ロマン紀行』 p.108.
- 31) 『大原孫三郎伝』所収の年譜によれば、孫三郎が受洗したのは明治38年の25歳とある。とすれば日 記に記載した内容との間に食い違いが生ずることになる。しかし、「孫三郎は洗礼を受けるのは単 に形式だけのことで、洗礼を受けないでも自分は真のキリスト教信者であると、自らも信じ、他人 にも言っていた」が「教会からの切なる勧めに対して、強いて反対することでもないので洗礼を受けることとした」(『大原孫三郎伝』 p.64)との説明はその食い違いを埋める説明としては十分では

ないであろうか。なお、青地は「私の解釈ではキリストの教えに傾倒して入信したのではなく、彼は石井の生きざまに感銘してキリスト教に入信したのであった」(「大原孫三郎」p.100)としているが、妥当な解釈と思われる。

- 32) 同前 p.111.
- 33) 同前p.109。ところで『報徳記』とキリスト教の教えは一見相入れないようにも思われる。その点を孫三郎は「日本でキリストの教えを実践すれば、二宮尊徳になる」(「倉敷王国大原三代」4月号p.269)、あるいは「キリストと二宮尊徳の考えは、大体同じようなものだな」(『大原美術館ロマン紀行』p.108)と述べて、孫三郎なりに咀嚼していたようである。とはいえ、それらがどのように孫三郎の中で具体的に結ばれていたのかとなると明確ではないが、「有する財産を、自分一身一家のためでなく、社会のために、もっとも有益に使わねばならぬという点で尊徳の分度論も、聖書の博愛論も帰するところは同一である」(『大原孫三郎父子と原澄治』p.13)とする解釈もある。
- 34) 『大原孫三郎伝』 p.38.
- 35) 青地「倉敷王国大原三代」には、孝四郎の「実家藤田家の家系には、本の虫といわれ、世間から変人といわれる勉強家と、賢く社交的に立ちまわる才子型との二つがあり、孝四郎の「ような勉強家はうとんじられていた」が、孫三郎は「こうした勉強家の家系を非常に高く買っていた」(4月号p.267) とある。このあたりに孫三郎の学歴とは別な勉学志向が見え隠れしていると思われるが、この点に関してもう一つの事例を付け加えておくと、明治35 (1902) 年になって早稲田大学(同年9月に東京専門学校から改称)の通信講義録を取り寄せて「自得」したり、英語の勉強をするために教師を探すなどしていた(『大原孫三郎伝』p.41、『わしの眼は十年先が見える』p.99) ことも、孫三郎の本性を窺わせるであろう。まさしく「学問きらいの学問尊重」(「倉敷王国大原三代」5月号 p.283)、「不学の大学者」(『わしの眼は十年先が見える』p.86) と称される人物の面目躍如であるが、その画期は孫三郎が20歳か21歳の頃の石井との交遊やスエとの結婚にあったことになる。東京専門学校への退学届を提出してからさほど日時が経過していない時期であることを考えると、それらは孫三郎の身辺に余程の変化を与えていたことになる。
- 36) 以下の文脈は大島美津子『明治のむら』(教育社 1977年)、大門正克『明治・大正の農村』(岩波書店 1992年)、庄司俊作『近現代日本の農村』(吉川弘文館2003年)等の研究文献に依拠した。
- 37) 他の大地主や巨大地主も同様であるが、斎藤家の場合も当初から同規模の土地を所有していたわけではない。斎藤家の場合、明治22年に150町歩、明治43年に980町歩というように拡大しながら、最終的に1,448町歩にまで達した(浜田隼雄『宮城県民のたたかい』ひかり書房 1976年) p.148.
- 38) 昭和研究グループ編『戦前の日本を知っていますか』(はなの出版 2007年) p.115
- 39)「倉敷王国大原三代」(4月号p.266)。なお、そこでは祖父の「壮平時代に」大原家の田畑の半分を「安い値段で買い取った」(p.266) とある。
- 40) 『倉敷紡績の資本蓄積と大原家の土地所有』第1部p.139。当書の出展は農業発達史調査会編『日本農業発達史』第7巻(中央公論社 1955年)の「大正13年6月調査 50町歩以上の大地主」
- 41) 小野武夫『農村史』(東洋経済新報社 1941年) によれば「大阪市の藤田伝三郎が意を決して明治 17年岡山県庁に児島湾開墾許可を願い出づるに及んで児島湾の干拓は俄に実現性を帯びるに至った」とある (p.61)。同書では明治17 (1884) 年とあり、『倉敷紡績の資本蓄積と大原家の土地所 有』第1部の明治32年より早い時期の開始となっている。ここではその点のみ指摘しておきたい。 児島湾の干拓に関しては井上経重『児島湾開墾史』(1902年) に詳しい。
- 42) 『倉敷紡績の資本蓄積と大原家の土地所有』第1部p.139、p.143。合名会社藤田組が2法人に含まれないのは、それ故と考えられる。なお『農村史』によれば藤田組の所在地は大阪市となっている(p.61)。
- 43) ナイカイ塩業株式会社社史編纂委員会編『備前児島野崎家の研究-ナイカイ塩業株式会社成立史-』 竜王会館 1981年。1987年に山陽新聞社から刊行)を参照のこと。

山本 悠三

- 44) 『岡山県史』10巻近代1 1985年 p.416.
- 45) 『戦前の日本を知っていますか?』 p.114。本間家の他家制度については菅野正『近代日本における 農民支配の史的構造』(お茶の水書房 1978年) p.145にも詳しい。

本稿の作成にあたり岡山大学附属図書館、岡山大学附属図書館植物資源科学研究所分館、岡山県農林水産総合センター、岡山県立図書館、大阪府立中之島図書館、倉敷紡績株式会社大阪本社総務部にお世話になった。

『近代日本農学史の研究』の構成

序 章 問題の所在

第1部 明治農業の発達と農学研究

第2部 足尾鉱毒事件と農学者の群像

第3部 大原農業研究所の設立と展開

終 章 総括と課題